八王子市中間品質確認実施基準

（目的）

第１条　この基準は、市が発注する請負工事のうち次条に規定する工事について、施工の中間段階で行う「中間品質確認」（以下「確認」という。）の実施に際し必要な事項を定めることにより受注者に対する助言や支援を通じて、品質のさらなる向上を促進することを目的とする。

（対象工事）

第２条　確認の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

（１）　過去２か年度内における直近の工事成績評定の評価区分がＤランク（74 点を除く）の者（以下、「受注者」という。）が落札した工事

（２）　契約課長、工事所管課長及び品質管理担当課長が必要と認めた工事

（確認実施の周知）

第３条　確認の対象となる工事は、特記仕様書に明示するものとする。

２　確認の対象となる工事が契約されたとき、品質管理担当課長は、速やかに中間品質確認実施通知書（第１号様式）により工事所管課長へ確認の実施を通知する。

（確認）

第４条　確認は、総務部契約課の職員のうち、品質管理担当課長が確認を命令した者が実施する。

（確認の実施時期等）

第５条　確認は、施工の中間段階で工事の進捗状況を考慮して実施する。この場合において確認の実施時期は、原則として施工上の重要な節目に当たる時期となるよう留意するものとする。

２　確認の実施回数は、原則として１回とする。ただし、工法、工事規模等を考慮して必要があると認められるときは、実施回数を増やすことができる。

（立会い）

第６条　確認を実施する場合、品質管理担当課長は、事前に工事所管課長及び受注者に確認日を通知し、立会いを求める。

（確認の方法）

第７条　確認は、対象となる工事の中間段階における次の項目について、実地で実施するものとする。

（１）　履行状況の確認

（２）　技術的確認

（３）　中間品質確認表（第２号様式）による受注者への助言

（４）　ヒアリング調査表（第３号様式）による施工状況の把握、確認

（資料の入手）

第７条の２　確認者は、確認を実施する前に、当該工事に関する資料の提供を工事担当課へ求めることができる。

２　工事担当課は、前項により資料提供を求められた場合は、資料を提供しなければならない。

（中間技術検査等との関係）

第８条　確認と中間技術検査等の対象が重複する工事は、中間技術検査等を兼ねることができる。

（確認の報告等）

第９条　確認者は、確認結果を品質管理担当課長に復命する。

２　前項の復命を受けた品質管理担当課長は、中間品質確認結果報告書（第５号様式）により工事所管課長に報告する。

（工事成績評定への反映）

第１０条　監督員及び確認者は、確認の結果を工事成績評定に反映させない。

附　則

この基準は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 31 年４月 25 日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年７月１日から施行する。